

資料8 生活路線を運行する一般乗合用バス車両に係る減免

8-1 減免の対象となる自動車

地方バス路線維持費補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般乗合用のバスのうち、次のいずれかに該当するもの。

(ア)知事の指定する生活バス路線であること

(イ)国の生活交通路線維持費補助金の対象路線であること

ただし、免除できるバスの総数は、申請書裏面の記載要領に記載された算式によって得た数とする。

8-2 申請に必要な書類

提出書類	説明
第213号様式 自動車税(種別割)の免除対象バスの認定 申請書	
右記の事項が確認できる書類	①一般乗合用バス車両の総数が確認できること。 ②当該地方バス事業者の全路線及び生活路線に係る年間走行キロ数が確認できること。 ③登録番号及び全走行キロが確認できること。
生活バス路線の指定を受けていることが 確認できる書類	指定路線名が確認できること。 例:指定通知書、承認書
地方バス路線維持費補助金を 受けたことが確認できる書類	補助金名、補助路線名、確定額が確認できること 例:補助金の確定通知書
自動車検査証写し及び自動車検査証記録 事項写し(※1)	有効期間内であること 車検証の記載内容に相違ないこと。 (旧名称、旧住所等の記載のままでは受付できません)
免除を受けようとする年度の4月1日から7 日までの期間に係る乗務記録簿(※1)	全走行キロ数、生活路線走行キロ数が確認できる こと。

(※1)添付枚数が膨大となるため、縮小してA4サイズに2枚分コピーしてもかまいません。

8-3 申請期限

	申請期限	減免できる税目
従来から所有している自動車 (4月1日午前0時時点で 所有している自動車)	納期限まで ※郵送の場合は当日消印有効 [例:納期限が5月31日の場合] 4月1日~5月31日※まで ※5月31日が土・日曜日の場合は翌開庁日まで	種別割

※申請期限を過ぎると、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)のでご注意ください。

※毎年度申請が必要です。

※申請書に不備がある場合、申請を受け付けることができません(減免は受けられません)ので、郵送の場合は特にご注意ください。

【電話お問い合わせ窓口】

沖縄県税コールセンター TEL 098-943-5021

【申請受付窓口】

納税義務者の住所(県外法人については使用本拠地)によって異なりますので、裏面をご確認ください。

[生活路線バス]

納税義務者の住所地 (県外の場合は、使用本拠地)	減免申請受付窓口
※新規登録に係る自動車税(種別割)と自動車税(環境性能割)の申請は従前どおり沖縄県自動車税事務所が減免申請窓口です。	
那覇市、糸満市、豊見城市 南城市、西原町、与那原町 南風原町、八重瀬町 久米島町、渡嘉敷村 座間味村、粟国村、渡名喜村 南大東村、北大東村	沖縄県那覇県税事務所 〒900-0029 那覇市旭町116-37 (南部合同庁舎) 3階 TEL 098-867-1066 FAX 098-867-1146
新規登録に係る 自動車税(種別割)および 自動車税(環境性能割) 浦添市、宜野湾市、北谷町	沖縄県自動車税事務所 〒901-2134 浦添市港川500-10 TEL 098-879-1621 FAX 098-879-1620
沖縄市、うるま市、読谷村 嘉手納町、北中城村、中城村	沖縄県コザ県税事務所 〒904-2155 沖縄市美原1-6-34 (中部合同庁舎) 1階 TEL 098-894-6502 FAX 098-937-2501
名護市、国頭村、大宜味村 東村、今帰仁村、本部町 恩納村、宜野座村、金武町 伊江村、伊平屋村、伊是名村	沖縄県名護県税事務所 〒905-0015 名護市大南1-13-11 (北部合同庁舎) 1階 TEL 0980-52-5138 FAX 0980-54-0087
宮古島市、多良間村	宮古事務所県税課 〒906-0012 宮古島市平良字西里1125番地(沖縄県宮古合同庁舎) TEL 0980-72-2553 FAX 0980-73-4115
石垣市、竹富町、与那国町	八重山事務所県税課 〒907-0002 石垣市字真栄里438番地の1(沖縄県八重山合同庁舎) TEL 0980-82-3045 FAX 0980-82-2044

電話お問い合わせ窓口： 沖縄県税コールセンター

TEL 098 - 943 - 5021

●減免の申請書様式は、沖縄県のホームページからダウンロードすることができます。

URL: https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/zeimu/choshu/191001_jidousya_gaiyou.html

沖縄県 自動車税 減免

検索